

## 第 86 号議案

加東市議会議員及び加東市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例  
の一部を改正する条例制定の件

加東市議会議員及び加東市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 30 年 12 月 3 日提出

加東市長 安 田 正 義

加東市条例第 号

加東市議会議員及び加東市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例  
の一部を改正する条例

加東市議会議員及び加東市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成 18 年加東市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「、加東市長」を「、加東市議会議員及び加東市長」に改める。

第 7 条中「（加東市長の選挙に限る。）」を削る。

第 9 条中「当該候補者を通じて、」の右に「選挙の区分に応じ」を加える。

第 10 条中「当該作成枚数が」の右に「選挙の区分に応じ」を加える。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、平成 31 年 3 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の加東市議会議員及び加東市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後にその期日を告示される選挙から適用する。

## 第 86 号議案 要旨

加東市議会議員及び加東市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正（要旨）

### 1 改正理由

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）の一部が改正され、市長の選挙のみに限定されている選挙運動用ビラの頒布が、市議会議員の選挙においても可能となることに伴い、市議会議員の選挙における選挙運動用ビラの作成に係る公費負担額について定めるため、所要の改正を行うものである。

### 2 改正内容

- (1) 市議会議員の選挙における選挙運動用ビラの作成に係る公費負担額について定めること。（第 1 条及び第 7 条関係）
- (2) 市長の選挙と市議会の選挙において適用される枚数を、明確にするための文言を追加すること。（第 9 条及び第 10 条関係）

### 3 施行期日等

平成 31 年 3 月 1 日（施行の日以後に告示される選挙から適用）

## 新 旧 対 照 表

現 行	改 正 後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、加東市議会議員及び加東市長の選挙における法第141条第1項の自動車（以下「選挙運動用自動車」という。）の使用、<u>加東市長</u>の選挙における法第142条第1項第6号のビラ（以下「選挙運動用ビラ」という。）の作成並びに加東市議会議員及び加東市長の選挙における法第143条第1項第5号のポスター（以下「ポスター」という。）の作成の公費負担に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(選挙運動用ビラの作成の公費負担)</p> <p>第7条 候補者<u>(加東市長の選挙に限る。)</u>は、第10条に定める額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。</p> <p>(選挙運動用ビラの作成に関する公費負担額)</p> <p>第9条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が7円51銭を超える</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、加東市議会議員及び加東市長の選挙における法第141条第1項の自動車（以下「選挙運動用自動車」という。）の使用、<u>加東市議会議員及び加東市長</u>の選挙における法第142条第1項第6号のビラ（以下「選挙運動用ビラ」という。）の作成並びに加東市議会議員及び加東市長の選挙における法第143条第1項第5号のポスター（以下「ポスター」という。）の作成の公費負担に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(選挙運動用ビラの作成の公費負担)</p> <p>第7条 候補者_____は、第10条に定める額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。</p> <p>(選挙運動用ビラの作成に関する公費負担額)</p> <p>第9条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が7円51銭を超える</p>

場合には、7円51銭)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、\_\_\_\_\_法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請により、委員会が確認したものに限り、)を乗じて得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。)を、第7条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求により、当該ビラ作成業者に対し支払う。

(選挙運動用ビラの作成の公費負担の限度額)

第10条 第7条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、同条に定める候補者1人について、7円51銭に選挙運動用ビラの作成枚数(当該作成枚数が\_\_\_\_\_法第142条第1項第6号に規定する枚数を超える場合には、同号に規定する枚数)を乗じて得た金額とする。

場合には、7円51銭)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、選挙の区分に応じ法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請により、委員会が確認したものに限り、)を乗じて得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。)を、第7条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求により、当該ビラ作成業者に対し支払う。

(選挙運動用ビラの作成の公費負担の限度額)

第10条 第7条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、同条に定める候補者1人について、7円51銭に選挙運動用ビラの作成枚数(当該作成枚数が選挙の区分に応じ法第142条第1項第6号に規定する枚数を超える場合には、同号に規定する枚数)を乗じて得た金額とする。